

鹿部 広報 しかへ

No. 22号

発行 茅部郡 鹿部村

村長 棟方 健太郎

編集 企画室

43. 11.

印刷 三栄印刷所

漁協事務所完成!!



かねてより工事中の漁業協同組合事務所は10月10日落成しました。これは総工費4,000万円で総床面積(1階455,565㎡ 2階 314,980㎡ 一部 3階17,52㎡ 計783,05㎡)の二階鉄筋コンクリート造りのもので、近代的な新築事務所です。

— おもな記事 —

漁協事務所完成……………	1	成人になつた人は洩れなく……………	6
中小企業の皆さま……………	2	新民生委員決まる……………	7
年末の交通事故をなくしよう……………	3	肉牛のセリ市場終る……………	7
交通相談その(≡)……………	3	村民の交通傷害保険……………	8
年末の火災をなくそう……………	4~5	郵便局だより……………	8
渡島社会教育委員研修会開催……………	6		



中小企業の皆さま！

短期運転資金の借入は『年末金融』をご利用ください

申込受付期間 **11月1日～12月25日**

融 資 対 象	道内に事業所を有する中小企業者 (中小企業等協同組合法に基づく組合を含みます) (ただし、遊興娯楽などの業種は除かれます)
申 込 先	融資希望者は次の取扱機関に所定の申込書類を提出してください ★保証協会本・支所・連絡所 ★金融機関本・支店 ★商工会議所、商工会、中小企業相談所、市町村商工担当課(係)
取 扱 金 融 機 関	北海道拓殖銀行・北海道銀行・北洋相互銀行・各信用金庫 各信用組合・道外本店銀行道内各支店
融 資 条 件	(1) 資金使途 運転資金に限ります (2) 融資金額 一企業者 200万円以内 (特に必要と認められる場合 300万円以内) 組合の場合 500万円以内 (転貸 1,000万円以内) (3) 融資期間 6ヵ月以内 (4) 融資利率 各金融機関の利率による (5) 担 保 原則として担保を必要としますが、50万円以下の場合には「無担保・無保証人保証制度」により取扱うことができます
信 用 保 証	(1) すべて北海道信用保証協会の保証をつけます (2) 保 証 料 無担保・無保証人保証 日歩2厘 保証額 30万円以下 日歩2厘1毛 50万円以下 日歩3厘1毛 50万円超 日歩4厘

その他詳しくは…直接保証協会または最寄りの金融機関、商工会議所、商工会、中小企業相談所、市町村商工担当課(係)へお問合せください。

北海道信用保証協会

本 部：札幌市南2条西6丁目 TEL(代)24-2231
支 所：函館・帯広・北見・小樽・旭川・釧路・室蘭
連絡所：留萌ほか18カ所

交通事故

被害者のために

(その三)

年末にふえる

交通事故をなくしよう

十二月は、一年中で最も交通事故の多発する月です。昨年十二月の交通事故件数は、年間の一ヶ月平均に比較して四十五パーセント増となっています。

飲酒運転がふえることも事故件数を高くしている原因です。このように交通事故の多い十二月は、運転者、歩行者にとって「魔の月」といえます。

この月にこのような交通事故が多いのは、道路が凍ってスリップしやすい、降雪のため視界がきかないなど道路条件が悪いうえに、年末のあわただしさから、人と車の動きが一段と激しくなるためです。さらにこの月は、クリスマス忘年会とお酒を飲む機会が多く、

お互いに忙しさのなかにも心を引き締め、交通事故を起こさないよう、また、あわなないように注意しましょう。

◆ 車の速度はひかえめに

十二月は一年のしめくくりということから会社、商店、また家庭

でもなにかと忙しく、車を運転していてもついスピードをだしがちです。しかし、いくら忙しくても人の命には代えられません。いつも安全速度で車を走らせるよう心がけましょう。

とくに、雪が降って見通しが悪いとき、路面が凍ってスリップしやすいときには十分注意することが必要です。

◆ 飲酒運転はやめよう

年の瀬は、とかくお酒を飲む機会が多いのですが、お酒を飲んで車を運転するのは非常に危険なことです。運転車自身がお酒を飲まないことはもちろんですが、周囲の人も車を運転する人には絶

対にお酒をすすめないで下さい。

◆ 歩行者は正しい歩行を

歩行者の交通事故は必ずしも運転者側にばかり責任があるとは限りません。歩行者自身のルール無視が事故に結びつく例もかなり多いものです。歩行者も交通のルールを良く守りましょう。

◆ 近くに横断歩道(橋)がない

ところでは、車の切れめを見て安全を確かめてから渡るようにする

◆ 車のすぐ前、すぐ後を渡らない

横断禁止の場所を渡らない

◎自動車損害賠償責任保険の賠償金の請求

交通事故の保険には、法律によって強制加入する自動車損害賠償責任保険(強制保険)があります。法律で自家保障が認められている事業所、適用除外された国・都道府県などの自動車を除き、すべての自動車加入することになっております。

*請求の手続

保険を請求するのは、被害者でも加害者でもできます。

1 加害者請求

加害者のために、自己が支払った限度においてのみ加害者が請求することができます。

2 被害者請求

示談が長びくとか、賠償金が取りにくいときは、加害者が加入している保険会社に直接賠償金を請求することができます。

ます。盗難車、ひき逃げ、無保険車の場合でも、自動車損害賠償保障法によって損害賠償金が支払ってもらうことができます。

*支払い保険金額

保険会社が保障する金額は

- (ア)死亡したとき……三百万円内死亡にいたるまでの損害……五十万円迄
- (イ)けがをしたとき……五十万円以内
- (ロ)治療費・休業補償・慰謝料)……五十万円以内
- (ウ)けがをしたとき……(後遺障害の程度によって)……十一万~三百万円以内

*仮渡金

保険金は、査定事務所で調査したり、その他の手続の関係上支払いが遅れますので被害者としては、治療費その他さしあたって

*示談の進め方

事故によって損害を受けたら、警察の調べと別に、相手と話し合っ

役場の執務時間が

かわりました

十一月一日より役場の執務時間が変わりましたのでお知らせいたします。

◎十一月一日より四十四年三月三十一日迄の間は
午前九時より
午後五時までです

*賠償金額の提示

払うかなどについて示談をします。被害者側が法律を知らないことにつけ込んだり、示談屋が不当に安いお金で話しをつけさせたり、お金を横取りしたりすることもあります。相手との話し合に先だって交通事故相談所などで十分相談して下さい。

賠償金は、治療費関係、逸失利益、慰謝料、物損額について請求するものですから、その合計額を相手に示して話し合うこととなります。(被害者にも過失があるときは、その割合に応じて損害の分担を行なう責任があるので、その損害額を差引いた残額となります。)

年末の火災をなくそう

十二月は、四月、五月の異常乾燥期に次いで、火災の最も多い月です。

寒さが加わるとともに、火気の取扱量がふえ、さらに年の瀬の多忙から精神的にも気ぜわしくちよつとした不注意から思わぬ惨事をひき起こします。

家族ぐるみ、職場ぐるみで注意しましょう。

◎ストーブや煙突の取り付け方（五図・三図を参照のこと）

ストーブ（移動式を除く）煙突及び煙道の位置、構造の基準

ストーブ・煙突及び煙突の取り付け方は次の方法ですることになっています。

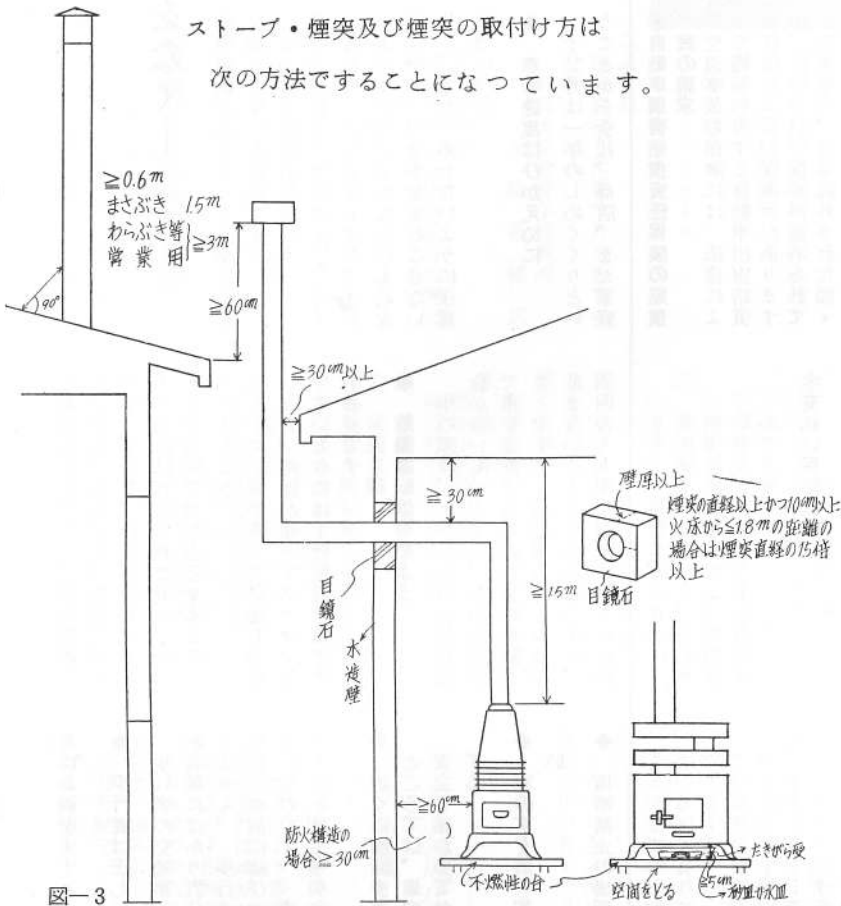


図-3

○鉄板造ストーブの場合

1. ストーブの足の高さは5センチメートル以上とすること。
2. 砂皿又は水皿を置き、底面は有効な遮熱の装置すること。

○薪・石炭等ストーブの場合

不燃材料で造つた殻受けを設けること。

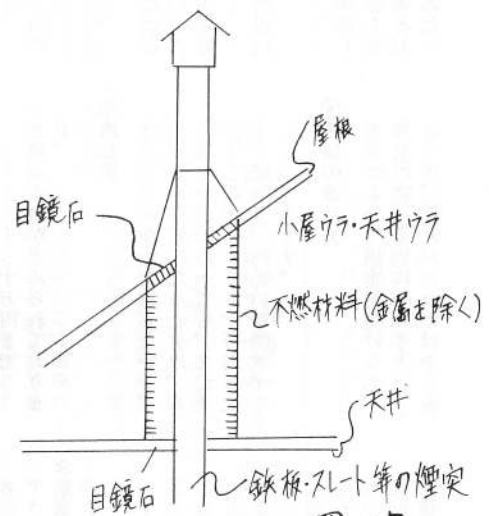


図-5

◎乾燥設備の構造

乾燥設備の設置方法は下記の図のように設置することになってい
ます。(図八図・九図 十図)

◎指定数量未満の危険物などの
取扱いの技術上の基準

前号の広報において掲載しまし
たが、一般家庭で石油類を取り扱
うことのできる油の量などの数量
の制限がありますので、御注意下
さい。この制限量をオーバーして
取扱ったときは役場に届けでな
ければなりません。

◎一般家庭で無届で使用できる
量は次のとおりです

軽油……一〇〇リットル迄

重油……四〇〇リットル迄

ガソリン……二〇リットル迄

(ドラム缶が約二〇〇リット
ル)ですから、これらをオーバ
ーするときは役場に届けなけれ
ばなりません。

これらは指定数量未満危険物取
扱い所の規定をうけ、これらを
燃料とするドラム缶の取り付け
方は (図三十三・三十四・三
十五図を参照)

容器で貯蔵する場合

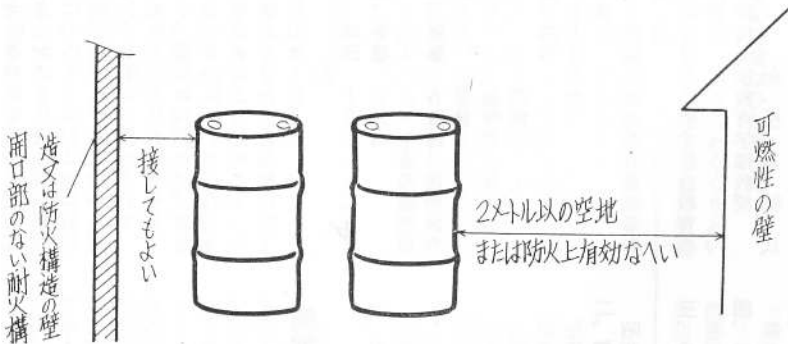


図-33

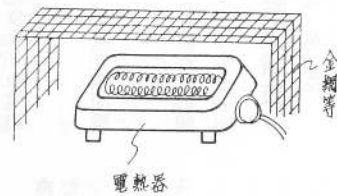


図-8

乾燥物品が直接熱源と接触しない
構造とすること。

タンクで貯蔵する場合



図-34

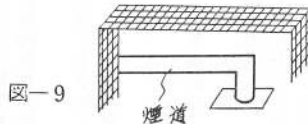


図-9

室内の温度が過度に上昇するおそれ
のある場合は非常警報装置、または熱源の
自動停止装置を設けること。

◎危険物を貯蔵し又は取扱うタンクの構造の基準

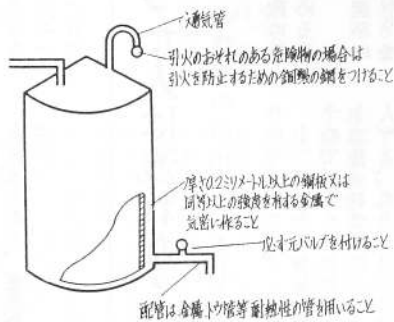


図-35

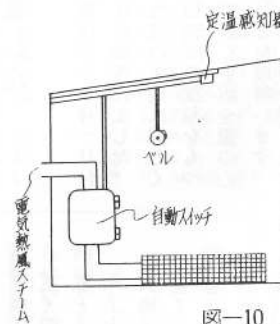


図-10

第 4 回 渡島管内社会教育 委員研修会を開催

— 吉 の 湯 で —



北海道百年をむかえ、北海道における社会教育の諸問題について、次のように研究協議が行われ、各町村から、それぞれ問題が提起されて、今後における社会教育のあり方と、委員の役割りは、どうあるべきかについて、八〇名の参加者により熱のこもった討議がなされ、盛会裡に終了いたしました。

記

一、期日 十月二二・二三日
二、会場 鹿部村 吉の湯旅館

三、対象 各町村 社会教育委員
各町村 社会教育関係者

四、内容

(1) 実情発表
(2) シンポジウム
渡島の社会教育を語る

(3) 講演

社会変ぼうに果す社会教育の役割
群馬大学教育学部教授 永杉喜輔氏

(4) 分科会

○第一分科会

農村における社会教育の問題点と対策

○第二分科会

漁村における社会教育の問題点と対策

○第三分科会

市街地における社会教育の問題点と対策

全国青年大会陸上競技

女子走高跳 第二位

一米六四の好記録

本別 松本幸江

去る十一月十一日、東京国立競技場で行われた明治百年記念全国青年大会において、北海道代表として陸上競技に参加した松本幸江さんは、よく健闘して上記の榮譽を得られました。
これは、日頃の努力が実を結んだものであり、誠に立派であります。万雷の拍手を送ってその榮譽を讃えましょう。

鹿部村連合PTA 研修会の開催

一、目的

未来に向けて羽ばたく、たくましい心と身体の子どもを育てるために、PTA活動の現状を検討し、父母と教師が提携して、当面の諸問題の解決にあたり、明るい家庭、よい学校、健やかな社会の建設の方途を究明する

二、期日

昭和四十三年十二月一日 九・〇〇

三、会場

鹿部小学校

四、参加者

鹿部村内小中学校PTA会員

五、主催

鹿部村教育委員会

鹿部村小中学校連合PTA

六、後援 鹿部村教育研修所

七、研究主題

豊かな人間を育てる学校と家庭の結びつきをどのように深めたいか。

八、講演

昭和竜谷女子高等学校長 四倉太郎氏

昭和四十四年の成人式

昭和二十三年一月十六日以降、二十四年一月十五日までに生れた方が昭和四十四年の成人式に招待されます。

当方の調べでは、男子四十三名、女子四十二名、計八十五名になつています。以上住民票にのつている方です。若し、まだ住民

— 成人になつた人は洩れなく —

選挙人名簿への登録の申出をしましょう

選挙はあなたの意見を国政に繁栄させるための代表者をきめる重大な権利です。

あなたの不注意からこの選挙に投票できなくなることがあります。せっかく与えられた権利ですから、今すぐ村役場内選挙管理委員会に申し出をしましょう。
本人が申し出をしなければ、いつまでたっても名簿に登録されず選挙ができません。
申出にはあなたの判が必要で、印かんを御忘れしないようにお願いいたします。

この選挙人名簿に登録される時期は毎年三月・六月・九月・十二月の年四回です。
十二月はその登録時期になりま

登録していない方で、該当者がありましたら、至急登録して下さい。

十二月一日までに満二十才になる人」と、九月一日迄に他市町村から本村の住民となつた人は、十二月一日までに申出をして下さい。
さしあたり、来年二月には本村の村長・村議会議員の選挙が予定されております。
今回の登録で、この名簿に登録されない人は来年の二月の選挙はできなくなりますのでご注意ください。

新しい民生委員が きまりました

新しい民生委員が十二月一日付で厚生大臣より委嘱されました。

民生委員は地域の実情に詳しく住民のよろず相談所の役割をもつておりますので広く生活全般の心配ごと、悩みごとを取扱います。秘密を厳守いたしますので何とでも御相談下さい。

▲新しい民生委員▼

大岩地区

一・二区担当 原田 政雄

鹿部地区

三・四区担当 大堀 タカ

五・七区担当 佐々木健之助

八・十二区担当 小田 ナミエ

宮浜地区

十三区担当 古村 敏男

十七・十九区担当 長谷川 鉄治

本別地区

二十区担当 中村 林五郎

二十四・二十六区担当 平田 徳太郎

国民年金保険料額が

変わります

前号の広報ですでに御存知のことと思いますが、去る十月より福祉年金額の引き上げが実施されており、

これに伴い国民年金の保険料が来年一月より三十五才未満の人は二百五十円、三十五才以上の人は三百円とそれぞれ五十円ずつあがることになっていきます。

これは将来の物価の変動や生活水準の向上に見合うように引き上げられることになったもので、そ

の時代にあった年金を支給することを考慮して引き上げるものです。このように年金額の引き上げは保険料の引き上げを伴うこととなり、制度の充実を図るためぜひみなさんの御協力をお願いするとともに、今後の保険料に未納期が生じないようお願いいたします。

人権相談所

開設について

人権相談所を次のとおり開設することにしました。

当日は函館地方事務局から係官と、当村の人権擁護委員が出席し、人権相談、法律相談に際することになっております。

日頃皆さんがなやんでいることがありましたら、遠慮なく御相談下さい。

記

一、日時 十二月十九日

午前十時より

二、場所 鹿部村役場 会議室

人権擁護委員 立部誠一

エアーカーニバル終る

鹿部村字本別地内に日本航空事業株式会社鹿部飛行場（遊覧飛行）を建設しましたが、十一月三日、村及び関係者など約百五十名を招待しこの日エアーカーニバルを実施しました。

この日、四人乗りのセスナー機など九機によって行なわれ、空からみる郷土も又格別なものでした。

工業統計調査の実施

昭和四十三年の工業統計調査が統計法に基づく指定統計調査として実施されます。

この調査は、昭和四十三年十二月三十一日現在でわが国における製造業に属するすべての事業所を対象に調査するものでいわゆる製造業に関する国勢調査です。

その目的とするところは、製造事業所についてその生産のために使用された生産要素および生産活動の成果などについて調査し、わが国における製造業の実態を構造的には握して生産活動に関する基本的資料を提供しようとするものです。

調査の方法は、統計調査員が各事業所を訪問して、責任者に申告をしてもらうものです。

事業所の調査内容は固く秘密が守られることになっておりますので、申告にあたってはありのままを正確に記入されるようお願いいたします。

婦人科検診を実施します

『子宮がん検診だから』

『いわずあなたから』

どんな病気で同じですが、身体の異常は自分のみを知る秘密です。

異常を感じてからでは、手遅れになることもあります。

年に一度は定期の健康診断を受けてガン不安から解放され、又発ガンのきざしがあっても、早期に発見されますから、心配なく治すことができます。

そこで本村では次のとおり、子宮ガン検診を実施いたしますので、検診をうけましょう。

尚くわしいことは役場内民生課にお問合せ下さい。

◇検診の日時

十二月十日 九時～九時半
まで受付しそのあと検診します。

◇場所 宮浜公民館

◇検診料

一人三百円を当日受付にお渡し下さい。

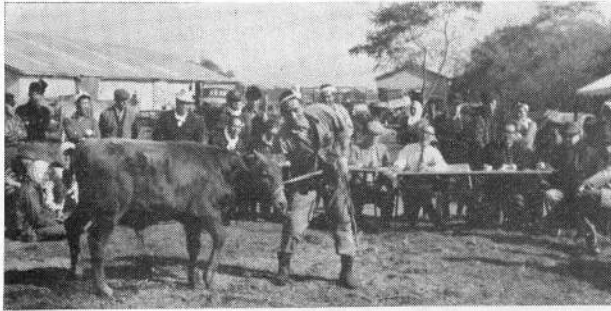
当日はすぐにその結果がわかりますので遠くより来る方は弁当を持参して下さい。

◎肉牛のセリ市場おわる◎

ホクレン主催の肉牛のセリ市場は十月二十三日開催されました。

この家畜市場は今年で四回目であり、今回のセリで最高の高値をよんだのは字宮浜長谷川勝吉さんのメス牛（千代姫五才）でした。

本年は八十四頭の牛がセリに出されました。



老令福祉年金の裁定請求をして下さい

今年満70才を迎える方（明治31年生）又はすでに70才を過ぎている方で老令福祉年金の請求をしていない方は印鑑持参の上、役場国民年金係において下さい。

村民の交通傷害保険

1日1円(1ヵ月30円)で

交通事故を補償

一日に一、四〇〇件以上も発生し、三〇人以上の死者を出している交通事故。安全対策はもちろんです。交通安全の問題は、いままや具体的な補償の手段を真剣に考えなければならぬときがきています。交通事故の補償は村民の総力で……という皆さんの声が、この村民交通傷害保険を誕生させたのです。ひとりでも多くの人が加入できるよう、保険料(掛け金)は可能な限りお安くしております。ご家庭ぐるみで加入されるようお勧めいたします。

この交通傷害保険は村役場総務課の窓口で十月一日から受け付けております。

町村民交通傷害保険の内容は、次の通りです。

①加入者の資格は
本村に住んでいる方はどなたでも加入できます。

②この保険でお支払いする場合は……保険期間中に起きた次のような事故です。

自動車・モーターバイク・自転車・荷車などに乗っていて、衝突したり、つい落、てん覆したりした事故、また、歩いてこれらの車輛にはねられたり、ひかれたりした事故です。

ただし、電車・汽車・航空機船船などによる事故は含まれません。

③保険料(掛け金)は、一人一年分三六〇円です。中途申し込みは、その月から翌年九月までの分をひと月三十円の割合で払い込んでいただきます。

④保険期間は十月一日から翌年九月三十日まで。

で。ただし、中途加入者は申し込みの窓口で受け付けた時から有効です。

⑤お支払いする保険金は

イ、即死または事故にあった日から一八〇日以内に死亡した場合
五〇万円

ロ、けがをして、医師の治療を受けたとき
治療期間六ヶ月以上一〇万円

治療期間三ヶ月以上
六ヶ月未満 五万円

治療期間一ヶ月以上
三ヶ月未満 二万円

治療期間一週間以上
一ヶ月未満 五千元

⑥事故が起こったときは
治療期間一週間未満 二千元

村役場の窓口で保険金請求の手続きをしてください。また、遠方で事故にあわれ、そこで治療を受けたときは、最寄りの損害保険会社内の交通事故相談所で請求手続きをご照会ください。保険金請求書をさしあげます。なお、保険金請求には交通事故証明書(警察で発行してくれます。)と医師の診断書が必要ですから、事故にあわれたら軽いけがでもおそろかにしないで、必ず警察へ事故の届けをいたしましたしゅう。

⑦お申し込みは、村役場まで保険料と印鑑を添えてお届け下さい

⑧申し込みについての御相談は村役場総務課へおい出下さい

⑨申し込み書は

村役場にもあります

郵便局だより

年末です

小包はもう出しましたか

年末は贈答用の小包が多く出されますので、振数がいつもの十倍位になります。郵政省では多くさんの、アルバイトを採用して配達をしますが、輸送などの関係でいつもよりは少し遅くれます。贈答用の小包はなるべく早目にお出し下さい。荷造りは厳重にし、また郵便番号を書いて出しますと、遠いところは早くつきます。

年賀葉書の出し方

年賀郵便は十二月十五日から引受けます。おそく出しますと本州方面宛のものは元旦に配達されませんので早くお出し下さい。郵便番号は必ず書いて下さい

生産代金の

ワイド(拡大)作戦

長布、助宗鱈の生産代金は、ワイド作戦でいきましよう。郵便局の定額貯金は半年据置きで、あとは何時でも払もどしが出来ます。

利子は払もどしする日まで定期

鹿部郵便局

預金としての利子をつけます。十年預けると七割二分と云う高い利子になります。

しかも利子に対する税金が一切かかりません。お金をふやすコツ、それは郵便局の定額貯金を利用することです

アツ 危ぶない

危険は何時でも迫っている

世の中が進歩するにつれて、ますます人間に対する危険の度合いが、多くなつてきております。

特に最近では交通事故が非常に多く、何時、どこで、事故に遭うか判りません。

家族を大切にされる御主人は必ず郵便局の簡易保険に加入しております。

簡易保険は一人百五十万円まで加入出来ます。万一事故の場合には三倍を支払うクロバ保険もあります。

事故に備え、老後に備え、愛児の学資に備えて簡易保険に加入しましよう。